

I. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による包括外部監査

2. 選定した事件（テーマ）

出資団体等に対する監査 「財団法人熊本県立劇場」

3. 事件（テーマ）を選定した理由

出資団体等は、県の行政を補完又は代行する組織、あるいは地域振興や産業支援を担う組織としてこれまで重要な役割を果たしてきた。しかし、2007 年 10 月に端を発したサブプライムローン問題により世界的な不況に陥り、熊本県の財政も逼迫している状況のなか、今後熊本県として文化事業をどのように進めていくべきか見直しが必要となってきた。このような状況において、文化事業を担う財団法人熊本県立劇場に関して、合規性・経済性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益に有用であると判断し、本テーマを選定した。

4. 監査の着眼点

今年度の包括外部監査のテーマとして「出資団体等に対する監査」を選定したが、より詳細な吟味を可能とするために、以下のような具体的な着眼点をもって監査を実施している。

- ①財団の運営面の合規性・経済性・有効性等
- ②収入面の有効性
- ③支出面の経済性
- ④資産管理の合規性
- ⑤財務安全性
- ⑥内部統制の有効性

5. 主な監査手続

- ①質問、資料などによる概況の把握
- ②施設等への往査および現地視察
- ③関係書類の閲覧、分析、照合
- ④現金預金、有価証券、固定資産等の実査、視察
- ⑤施設の利用度、県民の満足度の把握、分析等

6. 監査対象年度

平成 19 年度

ただし、必要に応じて対象年度を含む 5 年間

7. 監査の実施期間

平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

8. 包括外部監査人および補助者の氏名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	荒木 幸介	公認会計士
以下補助者	千歳 睦男	公認会計士
	河喜多 保典	公認会計士
	星野 誠之	公認会計士
	井手 智晴	事務職員
	黒澤 小百合	事務職員

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 本報告書の数字は、端数処理の関係で合計額等が一致しない場合がある。

Ⅱ．熊本県立劇場をとりまく環境

1．経済情勢

現在各地方自治体は財政的に逼迫した状態にあり、特に平成 20 年 9 月に発生した世界同時金融危機以降は経済全体が停滞し、地方自治においてもいかに限られた予算で充実したサービスを住民に提供できるかで苦慮している。

熊本県も例外ではなく、企業の業績不振による税収の減少、雇用維持対策等、県財政を圧迫する要因が懸念される。現在熊本県は行財政改革を実施中であり、特に財政面については平成 21 年度以降、毎年度、450 億円前後の財源不足が見込まれており、このままの財政運営を続けた場合、平成 22 年度には財政再生団体に転落する恐れがある。（熊本県のホームページ「熊本県の財政状況」より）

このような危機的な財政状況に対して、熊本県立劇場は開館から 26 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。また、時代の移り変わりとともに、県民のニーズが変わってきていることから、このニーズに応える必要がある。

財政状況が厳しい中、大型施設の運営を今後どのようにしていくべきか検討する一助となるべく、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

2．日本における文化行政

我が国の文化行政の中心となるのが文化庁である。文化庁は文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っている。平成 13 年 11 月には文化芸術の振興のための基本的な法律として、議員立法による「文化芸術振興基本法」を制定している。同法の目的は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することにある。

文化庁の重要な役割の一つに、文化施設の整備を推進することが挙げられる。地域の文化施設としては文化会館、劇場、美術館、博物館、歴史民俗資料館などがあり、これらの施設は住民が参加する文化活動の場となるとともに、芸術鑑賞の機会を提供する等、地域文化の振興に大きな役割を果たしている。

このような文化会館及び歴史民俗資料館等を地方公共団体が建設する際に、文化庁が資金の補助を行う等して、地域の文化施設の整備を進めている。

また、文化庁が平成 15 年 11 月に「文化に関する世論調査」を実施し、文化庁に対する要望をアンケートしたところ、以下のような結果がでた。もっとも多かった要望は、文化施設を整備・充実してほしいというもので、都市規模別にみると中都市規模での施設の整備・充実に対する要望が最も高くなっていた。東京、大阪のような大都市は人口が集中していることから、財源も潤沢であり、利用率も高いことから、施設の整備も進めやすいが、熊本県のような中都市においては予算の制約が大きく、建設しても利用率が低くなる恐れがあることから、施設の整備が遅れているのではないかと予想される。

地域の文化活動の振興に関する要望

	文化施設を整備・充実してほしい	文化に関する情報を提供してほしい	国や地方公共団体による主催公演・展覧会などの文化事業、文化行事を実施してほしい(注)	芸術文化団体・サークルの育成援助を行ってほしい	指導者を養成・派遣してほしい	民間の公演活動などの文化創造活動を支援してほしい	文化活動の国際交流を推進してほしい	地域文化に貢献した者の顕彰制度を充実してほしい	その他	特になし	わからない
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
今回調査	35.4	27.4	24.8	22.9	20.7	20	12.5	5.6	0.9	20.8	5.1
[都市規模別]											
大都市	34.9	27.4	24.5	23.6	18.9	19.1	14.5	5.1	1.5	23.2	2.8
東京都区部	31.6	30.8	24.8	28.6	21.1	19.5	14.3	4.5	0.8	21.8	-
政令指定都市	36.2	26.1	24.3	21.7	18.1	19	14.5	5.3	1.8	23.7	3.9
中都市	38.9	29.1	24.4	26	21.6	20.9	11.8	5.9	0.5	18.1	4.4
小都市	34.3	24.2	24	22.9	19.6	20.9	11.1	4.6	1.3	23.5	5.7
町村	31	27.3	26.4	16.9	21.9	18.6	12.8	6.3	0.4	20.6	8.2
[性別]											
男性	34.3	26.6	25.3	19.4	21.2	19.5	11.5	6.8	0.8	22	4.7
女性	36.3	28.1	24.4	25.7	20.2	20.4	13.3	4.7	0.9	19.8	5.4
[世代別]											
20～29歳	42.4	28.6	24.9	22.6	16.6	19.4	21.7	5.5	0.9	12	2.3
30～39歳	40.2	32.3	25.2	26.7	21.1	22.3	15	5.9	0.9	14.7	2.3
40～49歳	41.3	33.8	26.4	24.6	30.4	27.5	17.2	6.3	0.9	12.9	3.4
50～59歳	37.1	31.1	27.9	29.1	24.3	22	13.3	6.4	0.5	20.1	3.7
60～69歳	30.4	20.9	25	18.9	17.3	16.6	6.4	4.1	0.8	27.3	5.4
70歳以上	24.3	18.4	18.7	14.5	12.6	12.3	5.6	5.3	1.4	33.2	12.6

(出典:文化庁ホームページより)

注:複数回答を認めていることから、回答割合の合計が100%を超えている。

3. 熊本県における文化事業

熊本県のホームページによると、本県は全国的に見ても比較的文化事業に対する取り組みが盛んであるとのことで、文化事業への取り組みとして、以下のような「熊本県文化振興基本条例」を制定している。

熊本県文化振興基本条例（昭和 63 年 12 月制定）

（前文）

わがふるさと熊本は、豊かな自然の恵みと先人たちのたゆみない営みによって、古くから個性ある文化がはぐくまれてきた。

（途中省略）

この使命を達成し、熊本が潤いのある文化の地となることを願い、その道しるべとして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、文化の振興に関する県の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する県の施策の基本となる事項を定めるものとする。

（県の責務）

第 2 条 県は、文化の振興を図るための施策（以下「文化振興施策」という。）を体系化し、その総合的かつ効果的な推進に努めなければならない。

2 県は、その行う施策のすべてが文化の振興に寄与することとなるよう努めなければならない。

（県民との関係）

第 3 条 県は、文化振興施策の推進に当たっては、県民自らが文化の担い手であることを認識し、県民の自主性と創造性が発揮されるよう十分配慮しなければならない。

（市町村との関係）

第 4 条 県は、文化振興施策の推進に当たっては、市町村と連携協力するとともに、各地域の文化の特性が生かされるよう十分配慮しなければならない。

第 2 章 文化振興基本方針等

（文化振興基本方針）

第 5 条 県は、文化振興施策の基本方針（以下「文化振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2 文化振興基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県民の文化に対する意識の高揚に関すること。
- (2) 地域の歴史的・文化的資産の継承と発展に関すること。
- (3) 県民の文化活動の促進に関すること。
- (4) 国際的な文化交流の推進に関すること
- (5) 文化をはぐくむ環境の保全と形成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な事項。

3 文化振興基本方針は、熊本県文化振興審議会の意見を聴いて定めなければならない。

4 文化振興基本方針は、これを公表するものとする。

（途中省略）

第 3 章 基金の設置等

第 8 条 県は、基金の設置等文化振興施策の実施に必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（以下省略）

上記を受けて、以下のような「文化振興基本方針」を平成元年 11 月に策定している。

熊本県文化振興基本方針(平成元年 11 月 30 日策定)

(途中省略)

Ⅲ 文化活動の促進

本県の文化活動はきわめて活発であり、これは本県の伝統とも言うべきものです。この良き伝統のうえに立って、さらに熊本の個性あふれる創造的な文化活動が進められなければなりません。県民の文化活動を促進していくため、市町村や民間文化活動団体等と連携協力し、より一層の条件整備を進めていきます。

1 県民活動の支援

(1) 芸術創作活動に対する支援

県民の文化活動を促進し、レベルを向上していくためには、芸術創作活動家等の優れた人材が育成されなければなりません。そのため、各種の助成制度の活用を促進し、芸術創作活動や発表活動に対する支援に努めていきます。

(2) 文化活動支援体制の充実

県民の文化活動の裾野を広げ、また活動内容の水準を高めていくため、関係団体との連携を密にして、指導者の派遣や県芸術文化祭における活動の成果発表など文化活動に対する支援体制の充実を図っていきます。

(3) 文化情報の提供

より優れた活動を行うためには、質の高い情報が不可欠です。そこで、国の内外の芸術文化に関する情報や文化事業などの情報を収集し、県民に提供していく方策について検討していきます。

2 鑑賞機会の提供

(1) 鑑賞事業の推進

県立文化施設における文化事業等の充実をはじめとして、県民が広く優れた芸術文化を鑑賞できる機会を充実していきます。

(2) 市町村鑑賞事業に対する支援

優れた芸術の鑑賞機会を、県内各地域に広げていくため、市町村が行う鑑賞事業に対する支援措置等について検討していきます。

(3) 学校における鑑賞事業の充実

感受性豊かな時期にある青少年に優れた芸術文化に接する機会を与えていくため、子ども芸術劇場、青少年芸術劇場、スクールコンサート、中学生音楽教室、芸術鑑賞教室など、学校における舞台芸術、音楽芸術の鑑賞機会を充実していきます。

Ⅳ 文化施設の整備

文化施設は、県民に文化に関する情報を提供し、また、県民の自発的な文化活動を促進していく基盤となるものです。

そのため、将来の文化発展の方向性や欲求の変化などを見越した、長期的視点に立って、県、市町村文化施設を整備し、併せて、施設間のネットワークの拡充や人材交流など、既存文化施設の機能充実や各種地域公共施設の活用を促進していきます。

また、利用者のニーズや地域の実態に即し、公立文化施設の新たな運営形態についても検討を進めていきます。

1 整備の促進

県、市町村、民間施設の役割や機能分担を明確にしながら、既存施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインを取り入れた文化施設の整備に努めていきます。

(1) 県立文化施設

県立文化施設は、県民の文化活動の拠点として、大きな役割を果たしていますが、県民の文化

的欲求は、今後ますます高度化、多様化していくことが予想されます。この県民の欲求にこたえていくため、新しい文化施設の計画的整備について検討を進めていきます。

(2) 市町村文化施設

地域における文化の振興を図るため、県内市町村において、各種文化施設の整備が進められつつあります。これら市町村の文化施設の施設整備や運営方法等について県の助言機能を高めていくなどの支援措置について検討していきます。

(3) 民間文化施設

民間の文化施設は、県民の文化的生活に深くかかわり、大きな役割を担っています。もとより文化の創造は、民間の創意と活動に待つべきものであり、民間の手によって多種多様な文化施設が整備されるよう、その促進に努めていきます。

2 施設間連携の強化

県内各地には、県立文化施設をはじめとして、各種の公共文化施設が配置され、それぞれ地域の文化活動の拠点として活用されています。これら施設のより一層の充実と、利用の促進を図っていくため、県立文化施設の助言等の機能を充実し、共同企画や相互援助など文化施設間の連携を高めていきます。

昭和 50 年代後半から平成にかけてが、最も日本の景気が好況で、いわゆるバブル経済の時代を迎えていた。このため国及び自治体の予算も余裕があり、文化事業に対する投資もこのとき多くなされている。熊本県立劇場もちょうどこの時代に設立・落成している。

従来、熊本県内の大型のホールとしては多目的ホールである熊本市民会館（当時 1,800 人程度収容、その後改装がなされ現在は 1,600 人程度収容）しかなく、芸術性の高い文化を良い条件で提供でき、より多くの観客を収容できる大型ホールの建設が望まれていた。そこで、熊本県がコンサートホールと演劇ホールの両方を備えた全国でもめずらしい大型ホールとして熊本県立劇場を設立した。

また、「熊本県文化振興基本条例」に「県は、文化振興施策の推進に当たっては、市町村と連携協力するとともに、各地域の文化の特性が活かされるよう十分配慮しなければならない」とあることから、熊本県の施設である熊本県立劇場は、各周辺市町村の文化施設の支援という重要な機能も有している。

なお、熊本県内には以下のような公立の文化施設が存在している。この中で熊本県立劇場が特徴的である点は、演劇ホールとコンサートホールを両方有していること、コンサートホールの収容人数は 1,800 人超と県内で最大であること、熊本市内に立地し県内各地からの利便性が高いことがあげられる。

(平成20年12月現在)

番号	市町村	施設名	収容人数	住所	TEL
1	熊本県	熊本県立劇場	1,813	熊本市大江2-7-1	096-363-2233
			1,172		
2	熊本市	熊本市産業文化会館	700	熊本市花畑町7-10	096-325-2311
3		熊本市子ども文化会館	228	熊本市新町1-3-11	096-323-0505
4		熊本市民会館	1,591	熊本市桜町1-3	096-355-5235
5		熊本市国際交流会館	230	熊本市花畑町4-8	096-359-2020
6		熊本市総合女性センター	372	熊本市黒髪3-3-10	096-345-2550
7		熊本市健康文化ホール	313	熊本市若菜3-5-11	096-368-1221
8		八代市	やつしろハーモニーホール	500	八代市新町4-1
9	八代市厚生会館		1,200	八代市西松江城町1-47	0965-32-3196
10	八代市千丁文化センター(パトリア千丁)		535	八代市千丁町新牟田1433	0965-46-1888
11	八代市鏡文化センター		594	八代市鏡町内田468-1	0965-52-1114
12	人吉市	人吉カルチャーパレス	1,345	人吉市下城本町1578-1	0966-24-3310
13	荒尾市	荒尾総合文化センター	1,204	荒尾市荒尾4168-19	0968-66-4111
14	水俣市	水俣市文化会館	938	水俣市牧の内8-1	0966-63-6000
15	玉名市	玉名市民会館	260	玉名市岩崎140	0968-73-5107
16	天草市	天草市民センター	701	天草市東町3	0969-22-4125
17		天草市牛深総合センター	874	天草市牛深町160	0969-73-4191
18	山鹿市	八千代座	700	山鹿市山鹿1499	0968-44-4004
19		山鹿市民会館	600	山鹿市山鹿1	0968-43-1135
20	菊池市	菊池市文化会館	822	菊池市亘32	0968-24-1101
21	宇土市	宇土市民会館	748	宇土市新小路町123	0964-22-0188
22	上天草市	上天草市松島総合センター「アロマ」	508	上天草市松島町合津4276-23	0969-56-0777
23	宇城市	宇城市文化ホール	800	宇城市松橋町大野85	0964-32-5555
		宇城市松橋総合体育文化センター「ウイングまっぼせ」			
24	宇城市	宇城市文化ホール	577	宇城市小川町江頭80	0964-43-0004
		宇城市小川総合文化センター「ラポート」			
25	合志市	合志市総合センター「ヴィーブル」	612	合志市福原2922	096-248-5555
		合志市文化会館			
26	城南町	火の君総合文化センター	594	城南町舞原394-1	0964-28-1800
27	美里町	美里町文化交流センター	450	美里町永富1483	0964-48-8333
28	長洲町	ながす未来館	600	長洲町長洲2760	0968-69-2005
29	植木町	植木町文化ホール	641	植木町岩野238-1	096-272-6906
30	大津町	大津町生涯学習センター文化ホール	550	大津町引水62	096-293-2146
31	菊陽町	菊陽町図書館ホール	500	菊陽町原水1438-1	096-232-7756
32	御船町	御船町カルチャーセンター	492	御船町木倉1168	096-282-0888
33	益城町	益城町文化会館	517	益城町木山381-1	096-286-1511
34	津奈木町	つなぎ文化センター	400	津奈木町岩城1588-2	0966-78-3096
35	あさぎり町	あさぎり町須恵文化ホール	500	あさぎり町須恵1227	0966-45-5511
36	苓北町	苓北町民ホール志岐集会所	207	苓北町支岐444-1	0969-35-1324

Ⅲ. 財団法人熊本県立劇場の概況

1. 設立趣旨

熊本県立劇場は、高まる県民の文化的欲求に対応するとともに、地域文化開発の拠点となり、活力ある郷土の実現を目指すことを目的として、昭和 57 年に開館した。



県立劇場の管理運営にあたっては、現下の厳しい社会情勢にかんがみ、行政サービスを低下させることなく行政負担を抑制し、効率的かつ適正な執行体制を確保する必要がある。このことから、県民の福祉及び文化の向上を図るための諸事業を実施し、県立劇場施設の管理委託を受けて、県民生活向上のためのサービスを提供する財団法人熊本県立劇場（以下「財団」という。）を設立した。

（財団法人熊本県立劇場設立趣意書より抜粋）

その後平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、財団は指定管理者として劇場の管理運営を行っている。

－ コンサートホール －



－ 演劇ホール －

2. 財団の概要

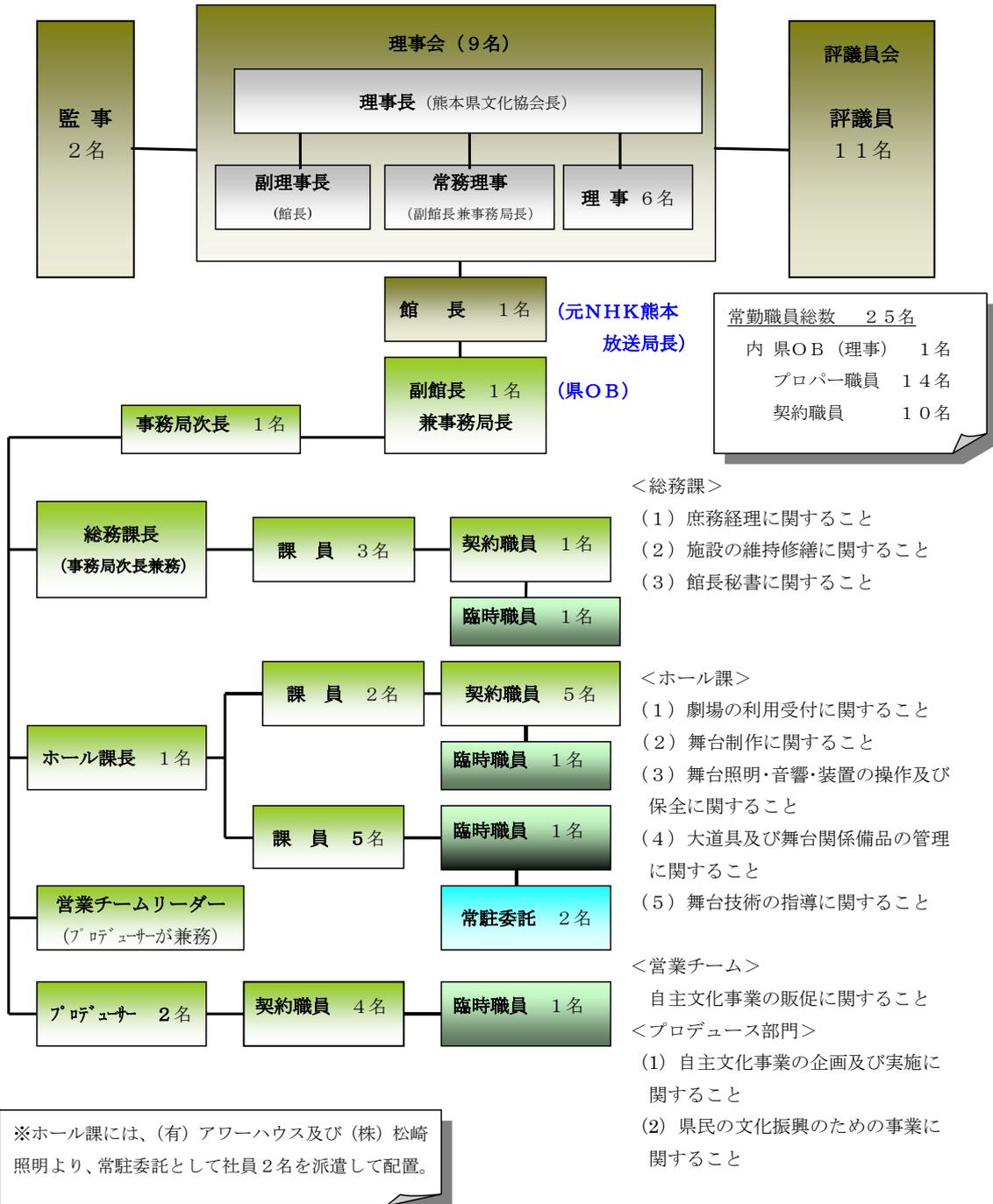
No.	項 目	内 容																																																								
1	所在地	熊本市大江2丁目7番1号																																																								
2	所轄部署	熊本県 地域振興部 文化企画課																																																								
3	設立	昭和57年6月11日																																																								
4	出資財産	40,000千円 設立時に熊本県が20,000千円を出資 平成17年度に特定資産20,000千円を基本財産に組み入れた																																																								
5	理事長	小堀富夫（熊本県文化協会長）																																																								
6	役員及び職員数	理事 9名 職員 14名 監事 2名 臨時・嘱託等 12名 評議員 11名																																																								
7	法人の目的	1. 県民の福祉及び文化の向上を図ること。 2. 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）として公立文化施設の管理を行うこと。 （財団法人熊本県立劇場寄付行為第3条）																																																								
8	事業内容	1. 舞台芸術等芸術文化の振興に関する事業 2. 優れた舞台芸術を県民に提供する事業 3. 地域文化の振興に関する事業 4. 県民の文化活動の振興に関する事業 5. 芸術文化情報の収集及び広報に関する事業 6. 公立文化施設の管理運営に関する事業 7. その他法人の目的を達成するために必要な事業 （財団法人熊本県立劇場寄附行為第4条）																																																								
9	財務状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>66,216</td> <td>102,867</td> <td>71,049</td> <td>69,558</td> <td>55,680</td> <td>47,328</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>354,078</td> <td>316,617</td> <td>278,356</td> <td>210,523</td> <td>200,418</td> <td>201,724</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>420,294</td> <td>419,484</td> <td>349,405</td> <td>280,081</td> <td>256,098</td> <td>249,053</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>61,195</td> <td>100,710</td> <td>66,251</td> <td>56,864</td> <td>48,348</td> <td>40,470</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>88,077</td> <td>95,758</td> <td>103,520</td> <td>111,952</td> <td>97,585</td> <td>99,878</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>271,021</td> <td>223,015</td> <td>179,634</td> <td>111,265</td> <td>110,166</td> <td>108,705</td> </tr> <tr> <td>負債及び正味財産合計</td> <td>420,294</td> <td>419,484</td> <td>349,405</td> <td>280,081</td> <td>256,098</td> <td>249,053</td> </tr> </tbody> </table>		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	流動資産	66,216	102,867	71,049	69,558	55,680	47,328	固定資産	354,078	316,617	278,356	210,523	200,418	201,724	資産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053	流動負債	61,195	100,710	66,251	56,864	48,348	40,470	固定負債	88,077	95,758	103,520	111,952	97,585	99,878	正味財産	271,021	223,015	179,634	111,265	110,166	108,705	負債及び正味財産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																				
流動資産	66,216	102,867	71,049	69,558	55,680	47,328																																																				
固定資産	354,078	316,617	278,356	210,523	200,418	201,724																																																				
資産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053																																																				
流動負債	61,195	100,710	66,251	56,864	48,348	40,470																																																				
固定負債	88,077	95,758	103,520	111,952	97,585	99,878																																																				
正味財産	271,021	223,015	179,634	111,265	110,166	108,705																																																				
負債及び正味財産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053																																																				

3. 沿革

昭和57年	6月11日	財団法人熊本県立劇場の設立 (民法第34条の規定に基づく熊本県知事許可)
昭和57年	12月4日	熊本県立劇場落成
昭和59年	3月5日	財団法人熊本県立劇場文化事業委員会の発足
昭和63年	7月1日	鈴木健二館長就任
昭和63年	8月20日	文化振興基金の開設
平成元年	3月30日	施設整備基金の開設
平成6年	3月31日	自主文化事業調整基金の開設
平成10年	7月1日	施設使用料金の改定 国際水準の舞台芸術公演等に対応するため施設使用許可取扱要領を整備
平成11年	3月1日	財団法人熊本県立劇場評議員会の発足 (文化事業委員会の廃止)
平成11年	4月1日	川本雄三館長就任
平成13年	3月31日	旧文化振興基金の運用終了
平成14年	4月1日	自主文化事業調整基金を一新し文化振興基金に改め運用開始
平成17年	6月1日	古田勝人館長就任
平成17年	7月1日	熊本県立劇場条例及び条例施行規則改正の公布
平成18年	4月1日	指定管理者制度開始(改正条例の施行) 文化振興基金及び施設整備基金を廃止
平成18年	6月1日	小堀富夫理事長就任
平成18年	7月1日	葉山完治館長就任
平成18年	7月14日	財団法人熊本県立劇場自主文化事業委員会の発足

4. 組織構成及び人員構成

平成 20 年 8 月 1 日現在



年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	備考
団体役員	22	22	22	21	21	理事、監事、評議員の合計
団体職員 (うち 県OB) (うち 県派遣者)	23 (7)	22 (6)	20 (4)	15	14	※副館長は、団体役員に算入
団体臨時・嘱託等 (うち 県OB)	6	6	6	9	12	※契約職員は、臨時・嘱託等に算入
合計	51	50	48	45	47	

5. 財産の状況

以下は財団の財産目録の推移である。

財産目録 年度別残高推移

指定管理者制度
開始 (単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
流動資産						
現金預金						
手元現金	300	300	300	300	300	300
普通預金	54,054	64,639	60,041	22,981	17,012	9,221
定期預金肥後銀行大口大江支店	—	30,002	—	30,002	30,025	30,034
定期(文化振興基金利息)	2	—	—	—	—	—
定期(特別企画預金利息)	20	—	—	—	—	—
定期預金肥後(施設整備基金利息)	—	0	—	—	—	—
未収入金	11,634	7,719	10,502	16,035	8,106	7,496
前払金	207	207	207	240	237	277
流動資産合計	66,216	102,867	71,049	69,558	55,680	47,328
固定資産						
基本財産						
有価証券	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
積立預金	10,000	10,000	10,000	30,000	30,000	30,000
小計	20,000	20,000	20,000	40,000	40,000	40,000
特定資産						
退職手当引当預金	88,077	95,758	103,520	111,952	97,585	99,878
文化振興基金積立預金	112,225	86,616	34,425	—	—	—
施設整備基金積立預金	100,511	44,331	29,488	—	—	—
特別企画事業積立預金	29,351	32,596	33,585	14,700	27,874	34,373
小計	330,165	259,302	201,019	126,652	125,459	134,251
その他の固定資産						
工具器具備品	3,913	37,315	57,337	43,871	34,959	27,473
小計	3,913	37,315	57,337	43,871	34,959	27,473
固定資産合計	354,078	316,617	278,356	210,523	200,418	201,724
資産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053
流動負債						
未払金	58,132	85,898	56,664	55,139	46,439	38,477
預り金	3,064	14,812	9,587	1,725	1,652	1,992
仮受金	—	—	—	—	256	—
流動負債合計	61,196	100,710	66,251	56,864	48,348	40,470
固定負債						
退職手当引当金	88,077	95,758	103,520	111,952	97,585	99,878
固定負債合計	88,077	95,758	103,520	111,952	97,585	99,878
負債合計	149,272	196,468	169,772	168,816	145,932	140,348
正味財産	271,021	223,015	179,634	111,265	110,166	108,705
負債及び正味財産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053

※1 余剰資金を定期預金で一時運用しているもの。

※2 指定管理者制度の導入が控えていたことから、特定資産を基本財産に組み入れた。

※3 指定管理者制度の導入が控えていたことから、取崩して基本財産にしている。

※4 平成17年度で取り崩して施設整備を実施している。

※5 中央監視盤改修工事等、修繕費の未払金が発生したため 42,760千円

※6 管理受託収入、県共催自主文化事業負担金、文化環境創造事業補助金の県への返還分 13,021千円

※7 指定管理者制度に入ってから、新たなサービスの一環として様々な公演に関する業務について代行サービスを開始したため、区分管理するために「仮受金」勘定を使用した。

IV. 熊本県立劇場の施設概要及び利用状況

1. 施設概要

熊本県立劇場の特徴としては、コンサートホールと演劇ホールを両方備えている点である。通常のホールは多目的ホールが主であるが、県立劇場は同時にコンサートと演劇を公演できる。なお、大会議室、和室は一般の会議にも使用可能であるが、営利目的で使用する場合と非営利目的で利用する場合とで料金体系を分けている。

施設	客席数	舞台	主な設備
コンサートホール	1,813席	間口24 ^{メートル} 奥行14 ^{メートル}	オーケストラ雑壇迫り3段 ピアノ4台、チェンバロ1台
演劇ホール	1,172席	間口18 ^{メートル} 奥行20.5 ^{メートル}	大迫り、本迫り、オーケストラピット、仮設本花道、ピアノ1台
大会議室	380人	間口7.2 ^{メートル} 奥行3.6 ^{メートル}	スクリーン、机54台、 椅子382脚、ピアノ1台
和室	—	—	畳18畳、板間18畳、 所作台12枚 他
音楽リハーサル室	—	—	308㎡、ピアノ2台 他
演劇リハーサル室	—	—	253㎡、ピアノ1台 所作台12枚 他
練習室（第1～第3）	—	—	215㎡、162㎡、156㎡ 各室にピアノ 他

2. 利用状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<総入場者数>	373,440人	453,544人	442,300人	576,930人	528,413人
<利用率>					
1. コン서트ホール					
開館日数（日）	208	266	276	319	298
利用日数（日）	143	175	164	227	213
利用率	68.8%	65.8%	59.4%	71.2%	71.5%
2. 演劇ホール					
開館日数（日）	213	274	275	317	298
利用日数（日）	171	223	215	249	262
利用率	80.3%	81.4%	78.2%	78.5%	87.9%

平成18年度より指定管理者制度が導入となり、財団により劇場の利用率を上げるための様々な努力がなされている結果、利用率は高くなっている。なお、平成15年度の利用日数が他の年度よりも低くなっているが、これは平成15年度に長期間休館し、施設の大型改修工事を実施した影響である。

なお、平成 19 年度の各施設の詳細な利用状況は以下のとおりである。

【コンサートホール】

利用可能日数 298 日に対し利用実績 213 日、入場者数 228 千人、利用率 71.5%で、前年度と比較して利用実績は 14 日の減であったが、利用率は 0.3 ポイントの増となった。なお、平成 19 年度事業計画において目標とした利用率 71%は達成できている。

利用形態別では、音楽会 128 日（対前年度比 13 日の減）、講演会・大会式典等が 73 日（同 4 日の減）と、下半期において音楽関係の催事が若干少なくなったことから、熊本市民会館リニューアルオープン（平成 19 年 8 月）したことによる影響が推測される。

【演劇ホール】

利用可能日数 298 日に対し利用実績 262 日、入場者数 200 千人、利用率 87.9%で、前年度と比較して利用実績で 13 日、利用率で 9.4 ポイントの増となった。なお、平成 19 年度事業計画において目標とした利用率 82%は達成できている。

利用形態別では、演劇 62 日（対前年度比 10 日の増）に加え、邦舞・邦楽が 12 日（同 4 日の増）、洋舞が 35 日（同 4 日の減）、古典芸能が 8 日（同 5 日の減）、講演会・大会式典等が 84 日（同 11 日の増）、歌謡・音楽会が 49 日（同 6 日の減）、その他が 12 日（同 3 日の増）と、舞台芸術公演の演劇や邦舞・邦楽をはじめ、講演会や大会式典等も多く開催されている。

【大会議室】

利用可能日数 311 日に対し利用実績 212 日、入場者数 44 千人、利用率 68.2%で、前年度と比較して利用実績で 30 日、利用率で 5.4 ポイントの減となった。

利用形態別では、講演会・大会式典等が 163 日（対前年度比 21 日の減）に加え、歌謡・音楽会が 29 日（同 8 日の減）、展示会その他が 20 日（同 1 日の減）となっており、下半期において若干利用が低下したことから、会議室の多い熊本市民会館のリニューアルオープンの影響が推測される。

【和 室】

利用可能日数 322 日に対し利用実績 175 日、入場者数 3 千人、利用率 54.3%で、前年度と比較して利用実績は 9 日、利用率は 0.3 ポイントの減となった。

利用形態的には、ホール利用による託児室として、または大会議室の控室的な利用が多い傾向があり、和室本来の利用としては低い傾向にある。

【音楽リハーサル室】

利用可能日数 322 日に対し利用実績 249 日、入場者数 16 千人、利用率 77.3%で、前年度と比較して利用実績で 13 日、利用率では 7.3 ポイントの増となった。

広いスペースを持つ音楽リハーサル室は、ホール併用施設として1年前から予約できる点で使い勝手が良く、人気の高い施設であるが、近年一般貸出においてワークショップをはじめとする単独催事利用が増えてきたことが利用率増加の要因と考えられる。

【演劇リハーサル室】

利用可能日数 321 日に対し利用実績 233 日、入場者数 9 千人、利用率 72.6%で、前年度と比較して利用実績で 25 日、利用率で 3.7 ポイントの減となった。

利用日数が減った要因として、常連利用団体（3 団体）の利用施設（第 1 練習室）変更によるものと推測される。

【第 1 練習室】

利用可能日数 321 日に対し利用実績 232 日、入場者数 10 千人、利用率 72.3%で、前年度と比較して利用実績で 33 日、利用率で 13.4 ポイントの増となった。

利用日数が増えた要因としては、演劇リハーサル室の常連利用団体の利用施設変更によることと、前年度の利用が低調だったことが考えられる。

【第 2 練習室】

利用可能日数 320 日に対し利用実績 259 日、入場者数 8 千人、利用率 80.9%で、前年度と比較して利用実績で 3 日、利用率で 5.2 ポイントの増となった。

【第 3 練習室】

利用可能日数 325 日に対し利用実績 266 日、入場者数 9 千人、利用率 81.8%で、前年度と比較して利用実績は 2 日の減であるが、利用率では 3.0 ポイントの増となった。

V. 監査の結果と意見

1. 財団の運営面について

(1) 行政サービス実施コスト計算書

財団による劇場の運営を評価する場合、どのような指標で評価することが妥当であるか、意見の分かれるところではあるが、熊本県の所有資産であり、県の予算で施設の運営がなされていることから、行政サービス実施コストによる評価も一定の合理性がある。そこで、熊本県立劇場全体の行政サービス実施コスト計算書を作成し、利用者1人当たりの負担コストを計算している。

計算結果によると、利用者1人当たり行政コスト及び利用者1人当たりキャッシュ・フローコストともに減少傾向にある。これは、熊本県の財政状況が悪化していることから、年々施設運営のための予算が削減されている一方で、様々な努力により利用率が高くなり、その結果年間利用者が多くなっているためと考える。他の自治体の行政コストとの比較は以下のとおりである。

所在地	施設名	年度	利用者1人当たり行政コスト
熊本県	熊本県立劇場	平成19年度	498円
山口県	A県民ホール	平成18年度	2,089円
香川県	B文化芸術ホール	平成18年度	3,849円
香川県	C県民文化ホール	平成18年度	2,216円

注：自治体負担行政コストを利用者数で除して、利用者1人当たり行政コストを求めている。

		熊本県立劇場	A	B	C
		平成19年度	県民ホール	文化芸術ホール	県民文化ホール
		平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度
人にかかるコスト	人件費	161,111	71,208	74,578	82,792
	退職給付引当金繰入額等	2,293	0	0	0
	小計	163,404	71,208	74,578	82,792
物にかかるコスト	物件費	212,561	295,305	395,098	211,501
	維持補修費	0	3,171	4,301	2,815
	減価償却費	56,546	311,628	467,076	290,333
	その他	78,387	27,522	169,225	0
	小計	347,495	637,626	1,035,700	504,649
その他のコスト	公債利息	0	210,631	261,825	18,069
	その他	0	0	651	0
	小計	0	210,631	262,476	18,069
行政コスト計		510,899	919,465	1,372,754	605,510
収入	使用料・手数料	157,116	107,187	122,377	98,766
	国庫支出金	0	0	0	0
	その他	90,760	0	4,101	0
	収入計	247,876	107,187	126,478	98,766
自治体負担行政コスト		263,023	812,278	1,246,276	506,744
利用者数		528,413	388,748	323,796	228,684
利用者1人当たりコスト		498	2,089	3,849	2,216

※上記の他の自治体のデータについては、ホームページ等で公開されているデータを使用している。

【意見】

熊本県の利用者 1 人当たり行政コストが他県に比して低いのは以下のような理由による。まず、山口県民文化ホールいわくには平成 8 年、高松市文化芸術ホールは平成 16 年と設立が新しいため、いまだ減価償却中の資産が多いのに対して、熊本県立劇場は設立が昭和 57 年ですでに 26 年経過しているため、建物以外の金額的に重要性が高いほとんどの資産は償却が完了している。

他の自治体の施設に比して、物件費の発生額に大差はないが、人件費の総額が多く、平成 19 年度で 163,404 千円と他の自治体の 2 倍程度となっている。それにも関わらず 1 人当たり行政コストが低いのは、年間の利用者が多いこと及び減価償却費が少ないことが最も影響しているものとする。年間の利用者が多いのは、熊本県立劇場は熊本市内中心部に位置しており、県内全域から利用者が訪れている。また、財団による自主文化事業等、様々な集客の努力が功を奏しているものとする。減価償却費が少ない点については、他の施設に比して設立年度が古いことから、減価償却を完了した資産が多く存在していることが推測される。

よって、現状熊本県立劇場は効率的な施設運用ができていると考える。

ただし、今後設備の老朽化に伴い多くの改修工事が発生するものとすることから、徐々に行政コストが増加する可能性はある。

指定管理者制
導入

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	コメント
(支出項目)						
I 人に係るコスト						
県職員人件費	46,588	40,346	26,752	—	—	平成18年度以降は指定管理者導入のため人件費の発生無し
財回職員人件費	147,546	145,898	150,879	155,669	161,111	
退職給付費用	7,681	7,761	8,481	14,660	2,293	
小計	201,815	194,005	185,862	170,329	163,404	
II 物に係るコスト						
物件費	198,745	190,929	227,926	229,699	212,561	
事業費						
県共催自主文化事業費	9,518	8,628	8,219	70,181	78,387	
文化環境創造事業補助金	24,769	7,900	—	—	—	
文化振興基金積立補助金	2,126	12,000	—	—	—	
維持管理費	—	—	—	—	—	特別予算による修繕費等
減価償却費	56,547	56,547	56,547	56,547	56,547	20万円を超える備品すべてで算定
小計	291,704	276,004	292,086	356,427	347,495	
行政コスト合計	493,519	470,009	477,948	526,756	510,899	
(収入項目)						
使用料収入						
劇場使用料	114,938	133,333	141,041	156,256	157,116	ホール使用料、会議室使用料
駐車場使用料	63,512	66,390	66,219	91,577	90,760	
その他収入	—	—	—	—	—	
収入項目合計	178,450	199,722	207,260	247,833	247,877	
差引行政コスト	315,069	270,287	270,688	278,923	263,022	
キャッシュ・フローコスト (CF)	258,522	213,740	214,141	222,376	206,475	
年間利用人数 (人)	373,440	453,544	442,300	576,930	528,413	
利用者1人当たり行政コスト (円)	844	596	612	483	498	
利用者1人当たりCFコスト (円)	692	471	484	385	391	

(前提条件)

①減価償却費

残存価額：撤去費用等を考慮してゼロとする

耐用年数：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表による「耐用年数」を使用

償却方法：定額法

抽出基準：取得原価が20万円以上の資産について減価償却計算を実施する

②機会費用として土地利用コストを見込んでいる

③人件費は給与・手当・共済費

④計算は事業活動収支決算をベースに行っている

⑤キャッシュ・フローコストは「差引行政コスト」から「減価償却費」を差引いた金額である

⑥年間利用人数は劇場への入場者数である。

(2) リスク管理マニュアルの作成の必要性について

劇場・ホールが固有に有するリスクとしては、施設の老朽化のリスク、自主事業の赤字のリスク、災害発生リスク等、様々なリスクが想定されるが、特に劇場・ホールは多くの観客を閉鎖された空間に収容することから、事故が発生したときに被害が拡大する危険性が高い。また、近年問題発生時のリスク管理体制が問われる事件が多く発生していることから、施設としてのリスク管理体制の構築は不可欠である。

しかし、現状明確なリスク管理マニュアルは存在しておらず、十分なリスクマネジメントがなされているとはいえない状況にあった。特に職員内でも懸念されている事項として、設備の不備による興行の中止等が発生した場合、劇場側と興行主のいずれがリスク負担するかといった問題が存在する。

【意見】

施設の所有・管理者として熊本県及び施設を管理している財団が責任を問われる場合も想定される。早急にリスク管理に関するマニュアルの作成が望まれる。想定されるリスク事例とその対応策としては以下のようなものが考えられる。

- ・職員の管理が十分ではなく、顧客情報の漏洩が発生するリスク
 - ⇒ 情報セキュリティポリシーの策定と組織内への徹底
- ・台風等の災害が想定される状況で、組織の重要な情報システム・意思決定権限が一部に集中しているため、災害発生時に対応が遅れるリスク
 - ⇒ 情報システム・意思決定権限の分散等によるリスク分散
- ・事故が予想される現場における、事前事後の安全措置の不徹底のリスク
 - ⇒ 現場安全マニュアルの策定・遵守
- ・緊急事態における迅速な情報伝達・意思決定を行う機構と訓練が不足しているため、被害が拡大するリスク
 - ⇒ 緊急事態における迅速な対応および責任者の明確化、訓練の徹底

(3) 危機管理マニュアルの内容の見直しについて

(2) で述べたリスク管理マニュアルのうち、災害又は事故発生時における管理マニュアルとして、危機管理マニュアルが作成され、運用されている。内容を確認したところ、作成されているマニュアルは、職員数の多い昼間を前提に作成されていた。具体的には観客の誘導係、事故原因の調査係等、各職員ごとに役割を分担させているが、昼間の職員が多く出勤している状態を前提にしており、夜間公演のように職員の数が増減する時間帯に事故が発生した場合に、いない職員の役割をだれが代替するか明確になっていない。

【改善】

夜間も観客数の多い公演が多く行われていることから、職員数が少ない夜間の公演についても十分な危機管理がなされる必要がある。今後より実用的なマニュアルになるよう見直しが必要であると考えられる。

(4) 県立劇場の管理における熊本県とのリスク負担関係について

熊本県と財団との間のリスク負担関係については「熊本県立劇場 管理業務仕様書」の第4条にうたわれているが、その中で施設・設備の損傷について、「経年劣化によるもの（小規模なもの）」については指定管理者の負担、「経年劣化によるもの（上記以外）」については県の負担で改修するようになっている。しかし、規模に関する明確な金額基準はなく、どの範囲の損傷までが財団の負担で修繕すべきか、予算との兼ね合いで都度判断しているのが現状である。

【意見】

予算が削減される傾向にある現在、財団側が自己負担で改修するケースが増加している。この問題は改修の遅れが原因で事故等が発生した場合に、熊本県と財団のいずれの責任に帰すべきかという問題にも影響する。

今後負担すべきリスクの範囲を明確にするためにも、改修の金額基準等を明確にする必要があると考える。

2. 収入面について

平成18年4月から、熊本県立劇場に指定管理者制度が導入されたことに伴い、財団法人熊本県立劇場が同劇場の指定管理者に選定された。管理者としての指定期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までとなっている。(なお、平成20年12月19日開催の地域振興部指定管理候補者選定委員会において、平成21年4月1日～平成24年3月31日(予定)の3年間の指定管理候補者として同財団が選定されている。)

(1) 収入の状況

財団法人熊本県立劇場が実施する自主文化事業の収支は以下のようになっている。

		(単位：千円)	
	収 支 項 目	金 額	
1. 人材育成事業	劇場事業収入	2,245	
	県受託収入	19,121	注1
	助成金収入	899	
	制作受託収入	20,387	注2
	広告料収入	210	
	収入合計	42,862	
	事業費合計	42,862	
	収支差額	0	
2. ネットワーク事業	劇場事業収入	1,011	
	県受託収入	8,383	注1
	市町村負担金収入	5,100	
	助成金収入	4,436	
	協賛金(寄付金)収入	200	
	収入合計	19,130	
	事業費合計	19,130	
	収支差額	0	
3. 鑑賞事業	劇場事業収入	23,441	
	県受託収入	7,984	注1
	助成金収入	2,957	
	協賛金(寄付金)収入	10,060	
	手数料収入	917	
	収入合計	44,759	
	事業費合計	44,759	
	収支差額	0	
合計	収入合計	106,751	
	事業費合計	106,751	
	収支差額	0	

注1の県受託収入合計35,379千円は全て熊本県からの受託収入であり、他の25周年記念事業と広報事業の受託収入を合わせると58,000千円となる。これ以外に、注2の制作受託収入の20,387千円、管理業務受託収入が361,842千円(平成18年度も同様に合計419,842千円の受託料)を受けとっている。

(県からの収入)

管理業務受託収入	361,842,000円	前年度同額
事業受託収入	58,000,000円	前年度同額
計	419,842,000円	前年度同額

【意見】

当財団は県民の福祉及び文化の向上を図るという目的で設立されており、その目的のために有益な事業を行ってきた点は評価できる。しかし、熊本県の財政状況が逼迫している現状にあって、今後も県がこのような大きな負担を維持継続できるかは疑問である。熊本県の負担を少しでも軽減させるための施策を検討する必要がある。

その一つとして、入場料収入の増加を目指す必要がある。全ての事業の入場料単価を上げることは出来ないにしても、鑑賞事業等の一部は、事業内容からしてももう少し料金を上げることは可能であり、入場者も増やすことが出来る可能性はあると考える。

次に、広告料収入増加のための営業努力をする必要がある。民間企業も不況の影響で広告料を減少させる傾向にはあるが、一方でメセナ活動に積極的に取り組む傾向も高まっている。よって、熊本県の文化水準向上のために協力を依頼することで、民間企業の協力を得る必要がある。

なお、財団が実施している自主文化事業の内容は以下のとおりである。

①人材育成事業

音楽や舞台芸術に携わる人々の活動の裾野を広げ、将来に向かって幅広く芸術文化の振興に寄与することを狙い、子どもや若者をはじめ、舞台上の表現者だけでなく裏方を支える人材を育成する事業などを実施した。

「舞台芸術制作セミナー～実践編～」

より実践的にノウハウや技術を習得できるカリキュラムを組み、卒業公演として「KENGEKI@Live SPECIAL！」を実施し、舞台づくりを現場で体験してもらう。(財)地域創造の助成を得て実施。

「親子で楽しむバックステージツアー」

平成15年度から継続して行っている「行くぜ！劇場探検隊」をリニューアルし、舞台裏の見学に加え、舞台の裏方スタッフ体験に重点を置いた内容で実施した。参加者は、バレエ「眠れる森の美女」の上演にスタッフとして加わった。

「熊本リージョナルシアターvol.3」

平成20年2月から、劇団きららによる「ゲシュタルト」(2日間3公演)、劇団市民舞台による「新 DOGS～ホテルライフ～」(2日間2公演)のほか、戯曲講座から生まれた作品をもとに県立劇場と熊本演劇人協議会のプロデュースによる合同公演「ビバ・マンマ」(2日間2公演)を演劇ホールで上演。

また、関連企画として、平成19年5月に全国で活躍中の劇作家、演出家を講師に迎え、6日間にわたり「演劇大学2007in熊本」を、7月から11月まで8回にわたって「戯曲講座」をそれぞれ開催した。

「第49回熊本県芸術文化祭オープニングステージ オペラ『南風吹けば楠若葉』」

県内音楽団体、熊本演劇人協議会、芸術文化関係者が総力をあげて制作。来場者、マスクミ等から高い評価を得た。

「KENGEKI@Live (ケンゲキ・アット・ライブ)」

昨年度から新しく始めた事業で、劇場内の賑わいを創出するとともに、県内在住の若手演奏家や劇団員などに発表の機会を提供するため、毎月1回エントランスホールや光庭横休憩スペースを利用して12回開催した。実施に当たっては、県立劇場内に事務局を置く熊本舞台芸術サポートセンター所属のボランティアグループを積極的に活用するとともに、研修等を通してスタッフの育成も図った。

「県劇♪ピアノの日」

県民が気軽に劇場のステージに立てる場を提供するため新規事業として開催し、県民の高い関心が寄せられた。

「文化活動支援事業」

県立劇場での舞台芸術発表に対する会場費等を助成することにより県内文化団体の育成を図るもので、全9事業を対象に実施した。

「国際青少年交流支援事業」

台湾の中学生と福岡県の高中生との交流を行った吹奏楽の演奏会「バンドフェスタ2007」の1公演を支援した。

「伝承芸能調査事業」

地域文化資源の保存と将来的な公演機会の提供を目的に平成17年度から継続して実施しており、県内伝承芸能団体の活動状況を中間報告としてまとめた。

「研修会等講師派遣事業」

県内外で開催された研修会や会議等に、講師やパネラーとして職員を派遣した。

② ネットワーク事業

県内全域における舞台芸術の鑑賞機会促進を図るとともに、県内文化団体に発表の機会を提供するため、ネットワーク事業を実施した。また、県内に伝承されている清和文楽の新作を、山都町（阿蘇家入領800年記念事業実行委員会）との共催で上演した。

「県内芸術文化団体派遣事業」

御船町と八代市鏡町で「2007 DOYO組コンサート」、水俣市で民謡「肥後華組」、あさぎり町で「熊本交響楽団」、益城町で「The ちゃぶ台」の公演とワークショップ、天草市牛深町で誠会による邦楽「熊本めぐり」を開催した。

「演奏家派遣アウトリーチ事業」

音楽鑑賞者の育成・拡大、地域のホール担当者の制作能力向上、演奏家の活動助長や能力開発を目的として実施した。

大津町と芦北町では、「東京OGTS室内楽団」が、宇土市では木管五重奏「DUHA」が、天草市牛深町では古楽器グループ「音楽の森」が、御船町ではサクソ四重奏「クワレット・スピリタス」が、それぞれ学校や病院、施設等でのアウトリーチやコンサートを行った。

「新浄瑠璃人形劇『阿蘇の鼎灯』

地元山都町（旧矢部町）濱の館を舞台に、阿蘇家にまつわる物語として書かれた清和文楽による6年ぶりの新作で、今回は2幕3場を上演した。（財）地域創造の助成を得て実施した。

③ 鑑賞事業

各地のホールや各種団体、マスコミ等とのネットワークを活用しながら、専門ホールの特性を生かした芸術性やエンタテインメント性の高い公演を実施した。

「デンマーク人形劇『星のおくりもの』

海外でも評価の高いデンマークの劇団による創作人形劇を、2歳から大人まで楽しめる公演として、親子を対象に熊本県子ども劇場連絡会の協力で実施した。

「『鼓童』熊本公演」

国際的に活動している和太鼓集団の勇壮で華やかな演奏を、KKTとの共催で実施した。

「狐狸狐狸ばなし」

男女の化かし合いをブラックユーモアで描いた北条秀司の喜劇を、ケラリーノ・サンド

ロヴィッチの演出で上演。

「文学座ユニット公演『お〜い幾多郎』」

哲学者西田幾多郎の青年教師時代を描いた作品で、文学座による質の高い俳優陣で上演。また、関連企画として文学座俳優による朗読ワークショップも行った。(財)地域創造の助成を得て実施した。

「マリインスキー歌劇場管弦楽団」

ワレリー・ゲルギエフの指揮でロシア音楽を演奏した。日本ツアーの中でも出色の演奏会と評された熊本公演を実施した。

「レボ・トラップ」

熊本県子ども劇場連絡会の協力で実施した。若手屈指のタップダンサー、RON×II(ロンロン)、SUI.(スジ)の二人によるステージで、関連事業として公演に先立ちタップダンスのワークショップを開催した。

「N響コンサート」

NTT西日本熊本支店主催による公演であったが、会場費の助成と施設の優先確保により、民間による優良公演開催を後押しするため名義共催で実施した。

④ 25周年記念事業

県立劇場の開館25周年を県民とともに祝うため、県内文化団体からの提案による事業を実施した。また、公立文化施設が直面する問題を正面から捉えた講演とパネルディスカッションを、広く県民に参加を呼び掛けて実施した。

「基調講演とパネルディスカッション『これからの県立劇場に求められるもの』」

公立の文化施設が直面している指定管理者制度をテーマに、県内外の著名なホール関係者を講師やパネリストとして招き、公共ホール関係者だけでなく広く県民の参加を呼び掛けて実施した。

「ステージドリルの祭典」

全国的にもレベルの高い県内中学・高校のマーチング団体に加え、長崎県雲仙市立小浜中学校をゲストに迎え、華やかなステージドリルを披露した。

「ドリームバンド・フェスタ」

県内中学・高校生と大学生・一般による2つの吹奏楽ドリーム・チームを結成し、仙台フィルの指揮者山下一史と、サクソフォン奏者須川展也をゲストに迎えて実施した。

「隣にいても一人 一熊本編一」

劇作家で演出家の平田オリザによる滞在型演劇製作事業で、4人の俳優も熊本でオーディションにより選び、熊本演劇人協議会との協働で舞台を創り上げた。また、舞台美術ワークショップと「平田オリザ氏とコミュニケーション教育について語り合おう」を関連事業として実施した。

⑤ 広報事業

月刊広報誌「ほわいえ」

県立劇場の催し物情報、自主文化事業の広報のほか、財源確保のための広告を昨年度に引き続き掲載した。また、読み物としての魅力を増すと同時に、日頃スポットライトの当たらないところで舞台を支えている県内の舞台関係者を紹介するため、インタビュー記事「県劇人」の連載を始めた。

ホームページ

より見やすく、情報提供機能を高めるため、トップページにフラッシュ映像を採用したほか、「ホール概算見積もり」、「ぼけっとツアー」、「よくあるご質問Q&A」のページを加えるなど、ホームページの充実に努めた。また、バナー広告掲載を始め、財源確保に努めた。

サイト内の「みなさまの声」では、県民との情報の受発信を積極的に行った。

メールマガジン

登録者が徐々に増加し、現在配信数は約900件(前年度比約200件増)となった。「館長の月いちコラム」は、館長の生の声を県民に発信する機会として定着し、また「もくようエッセー」では、毎週県内文化関係者がリレー形式で執筆者を紹介しながらエッセーを配信している。

びっころシート

企業の協賛金を得て児童福祉施設等の子どもたちを招待する制度（びっころシート）を試行した。

その他の広報・営業

広報誌「ほわいえ」や事業チラシの配布箇所・配布部数の見直しを随時行い、効率的な広報に努めるとともに、市内主要郵便局、繁華街の店舗・ギャラリー等へ協力を依頼し、事業広報に努めた。

また、年間チラシ等を企業や店舗に置いていただく際のチラシ立てを、ひのくに高等養護学校の協力で製作し、劇場の広報に活用した。

(2) 法人税申告における収益事業について

財団収入を監査するにあたって、財団の行う事業が全て法人税法上の収益事業に該当するの否かについて検討した。現状法人税の申告において、財団の事業収入はすべて収益事業として申告されている。しかし、多くの自主文化事業は文化振興を目的とした慈善的活動であることから、その収益性について検討する必要がある。

「熊本県立劇場寄付行為」によれば、第3条において以下のように法人の目的が記載されている。

- ① 県民の福祉及び文化の向上を図ること
- ② 指定管理者として公立文化施設の管理を行うこと

また、第4条において実施する事業は以下のとおりと記載されている。

- ① 舞台芸術等芸術文化の振興に関する事業
- ② 優れた舞台芸術を県民に提供する事業
- ③ 地域文化の振興に関する事業
- ④ 県民の文化活動の振興に関する事業
- ⑤ 芸術文化情報の収集及び広報に関する事業
- ⑥ 公立文化施設の管理運営に関する事業
- ⑦ その他法人の目的を達成するために必要な事業

法人税法の基本通達（15-1-1）によれば「収益事業の範囲である興行業の事業を行う場合には、公益法人等の本来の目的たる事業であるときであっても、当該事業から生ずる所得については法人税が課される。」とされている。

その一方で、次のような慈善興行等については、所轄税務署長の確認を受けたものは、収益事業に該当しないとされている。（基通 15-1-53）

- ① 催物に係る純益の金額の全額が教育（社会教育を含む。）、社会福祉等のために支出されるもので、かつ、当該催物に参加し又は関係するものが何らの報酬も受けないいわゆる慈善興行

②学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者を参加者又は出演者等とする興行（その興行収入の相当部分を企業の広告宣伝のための支出に依存するものについては、これにより剰余金の生じないものに限るものとし、その他の興行については、その興行のために直接要する会場費、人件費その他の経費の額を賄う程度の低廉な入場料によるものに限る。）

【意見】

財団の行っている自主文化事業の多くは、教育、社会福祉等の為に行っており、また、学生、生徒、児童その他アマチュアが参加者・出演者等とするものである。収益性についても、直接要する会場費、人件費その他の経費を賄うことも出来ない程低廉な入場料であり、県や市町村の負担金でやっと運営されている状況である。

従って全ての事業とはいえないが、その多くの事業は基本通達 15-1-53 に該当する慈善事業的なものであると考える。収益事業に該当しないことをより明確にするために、所轄税務署長の確認を受けたうえで、法人税の申告について検討をする必要があると考える。

3. 支出面について

(1) 管理費支出について

以下は直近5年間の管理費支出の推移である。なお、平成18年度以降は財団の管理費支出を記載している。

<管理費支出の5年間推移>

(財団作成の正味財産増減計算書より)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
報酬	14,722	14,921	10,378	7,783	9,256
給料	94,560	90,270	81,637	76,181	77,528
職員手当	60,934	58,109	64,431	49,926	48,910
退職給付費用	7,681	7,761	8,431	14,660	2,293
福利厚生費	22,248	21,134	20,630	21,778	23,005
臨時雇賃金	1,668	1,808	353	-	2,411
(人件費計)	201,815	194,005	185,862	170,329	163,404
交際費	39	37	36	92	126
会議費	90	85	92	276	123
旅費交通費	1,776	1,038	1,024	3,396	4,189
減価償却費	2,200	14,088	13,466	10,463	8,020
消耗品費	7,202	5,314	6,584	9,534	7,658
印刷製本費	-	-	1,310	173	1,002
水光熱費	50,534	55,225	53,692	62,358	59,455
修繕費	66,501	37,519	34,171	30,026	16,710
内資産購入額	△ 35,601	△ 34,110	-	-	-
保険料	309	309	338	358	367
通信運搬費	717	644	1,077	697	750
手数料	10	9	8	86	366
委託費	87,358	91,497	98,497	95,665	96,742
賃借料	9,683	8,826	8,408	7,638	7,991
什器備品費	27	135	641	945	772
負担金	60	40	49	71	101
租税公課	7,525	10,092	7,665	7,644	7,663
雑費	311	174	260	270	518
(経費計)	198,745	190,929	227,326	229,699	212,561
管理費計	400,560	384,934	413,189	400,029	375,965

- (注) 1. 平成15年度から17年度については収支計算書を正味財産増減計算書へ組み換え。
2. 平成15年度から17年度までは県派遣職員の給与負担あり。
3. 平成15年度、16年度の報酬は川本元館長の報酬あり。
4. 平成18年度給与には臨時職員の賃金を給与に含めて処理。
5. 旅費交通費の平成18年度、19年度から葉山館長の旅費負担の発生により増加。
6. 平成19年度の印刷製本費には、「利用ごあんない」599千円、チケット台紙印刷148千円あり。
7. 水光熱費は九州電力、西部瓦斯、熊本市水道局への支払い。
8. 平成19年度の修繕費は部品取替、補修工事等。
9. 平成19年度の手数料は振込手数料が増加。
10. 賃借料は機器リース料、会場使用料、貸植木料等。
11. 平成19年度の什器備品費772千円はエントランスモールの来館者用ベンチ8脚の購入であり、財団と県との協定契約により県の帰属としている。
なお、熊本県の財産には登録されていない。
12. 租税公課はほとんどが消費税負担額（他には収益事業の法人税等と印紙税）。
13. 平成19年度雑費には理事川本雄三（元館長）逝去広告223千円含む。

平成 18 年 4 月より適用されている新公益法人会計基準（以下「平成 16 年基準」という。）に基づき当財団法人が作成している財務諸表によれば、平成 18 年度の経常費用 491,191 千円のうち管理費は 400,029 千円（構成比 81.4%）、平成 19 年度の経常費用 503,997 千円のうち管理費は 375,965 千円（構成比 74.6%）を占めている。主な支出内容は人件費（退職給付費用含む）163,404 千円、水光熱費 59,455 千円及び委託費 96,742 千円で、平成 19 年度管理費の 85%を占めている。

①人件費支出（退職給付費用を除く）

平成 19 年度における退職給付費用 2,293 千円を除く人件費（報酬、給料、職員手当、福利厚生費及び臨時雇賃金）161,111 千円は、県条例に準じた現行の県立劇場就業規程、職員給与規程等に基づき支出されており、給料・諸手当の改定も適時適切に処理・決裁され、支出されており指摘すべき事項はない。

なお、指定管理者制度導入までの平成 15 年度から平成 17 年度までは県派遣職員の給与負担があり、平成 15 年度が 7 名分、平成 16 年度が 6 名分及び平成 17 年度が 4 名分それぞれ含まれている。

【意見】

当財団の職員給与規程は「熊本県一般職員等の給与に関する条例（昭和 26 年 2 月 1 日条例第 2 号）」の行政職給与表を採用しており、また、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の諸手当も県条例と同様である。指定管理者制度導入前では県派遣職員がいたこともあり、県条例等に準じた規程でもやむを得ない点はあるが、平成 18 年度からの指定管理者制度導入により当財団も一般法人との競争にさらされており、県職員と同様の内容の現行職員給与規程及び職員手当規則等では一般法人に対する競争力の点で問題がある。

今後当財団が独自に存続して行くうえで、長期的な視点に立った給与規定の見直しが必要であると考えます。

②退職給付費用、退職給付引当金

当財団の職員退職金債務に備えるため、平成 19 年度末時点で退職給付引当金は 99,878 千円計上されている。当該引当金は平成 18 年 4 月 1 日に制定された職員退職規程に基づいて計算されている。

一方、規程の施行日に在籍する職員については熊本県職員等退職手当支給条例（昭和 28 年条例第 56 号）に準じて算定された額を支給することができると規定されており、施行日に在籍する職員は熊本県職員等退職手当支給条例に基づいて計算された額が支給されることが想定され、結果として退職給付引当金が不足することが懸念される。

【意見】

職員の退職手当に関して、平成 18 年 4 月 1 日に職員退職規程を制定し給付水準を引き下げているが、施行日に在籍する職員につき労使交渉、協定等により施行日ま

での退職手当の既得権に関する取扱いの合意がなされておらず、現行の職員退職手当規程では既得権者に対する退職手当の取扱いが不明確である。一般的には既得権者に関しては、平成 18 年 4 月 1 日以前と以降を区分した規程とし、退職手当の調整計算が行われていることが多くみられる。

財団として職員の退職給付債務を計算するに当たり、まず既得権者の合意のもと平成 18 年 3 月 31 日までの退職手当の取扱いをどのようにするかを決定し、職員退職手当規程を改定する必要がある。

③旅費交通費

旅費について、「熊本県立劇場旅費規程」により「熊本県職員等の旅費に関する条例」（昭和 27 年熊本県条例第 31 条）、「熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則」（昭和 32 年熊本県規則第 52 号）及び「日額旅費支給規程」（昭和 30 年熊本県訓令第 892 号）を準用され、旅行命令・依頼簿に基づいて決裁がなされ、旅費の概算額が支出されている。

この場合、県条例等に基づき「早見表」による概算額が計算され支給されているが、旅費精算に当たって領収書等の添付はなされていない。

また、首都圏、近畿圏及び福岡等の出張においても、実際には旅行パックや往復割引等を利用している場合でも条例に基づく概算額（正規料金等）が支給されており、本人受取額（概算額）と実際本人負担支出額が相違している。結果として経費支出の適正性、経済性及び効率性の点で問題がある。

【改善】

公共交通機関を利用した場合、券売機等を利用するため領収書の入手は困難であるが、利用区間がわかれば料金を調べるのが容易である。旅費支出の内容を明瞭にする観点からも、領収書等を添付することを原則としたうえでの実費精算方法に規定を変更し、経済的かつ効率的な経費支出に努める必要がある。

④委託費

平成 19 年度の管理費に計上されている委託費 96,742 千円の主なものは、清掃業務 24,045 千円、設備運転監視等業務 19,939 千円、施設設備定期点検業務 1,827 千円及び警備業務委託 7,192 千円等である。これらの業務については財団設立当初から(株)熊本県弘済会（平成 17 年 7 月 1 日以前は改組前の社団法人熊本県弘済会）が毎年受託しており、平成 19 年度での熊本県弘済会への委託金額は総額 59,482 千円となっている。

平成 19 年度の管理費に計上されている委託費 96,742 千円につき、サンプル（契約金額 500 千円超のもの）を抽出し、県立劇場会計規程「第 6 章契約」に規定されている契約事務手続への準拠性、支出の妥当性を検証した。

【改善】

このうち 1 件の契約（契約金額 1,052 千円）について積算調書及び予定価格調書が作成されずに契約されていた。今後契約事務の再点検を実施し、規定に準拠した

運用を徹底することが求められる。その他の契約に関しては概ね適正に処理されていた。

(2) 入札方法及び契約方法について

①入札事務の適正性について

平成 20 年度の業務委託契約での指名競争入札では、積算方法を見直し予定価格を前年に比べ 3,100 千円引き上げた業務について、平成 19 年度に引き続き入札に参加した業者 3 社のうち 2 社は平成 19 年度の入札価格より引き下げた価格を提示してきたが、長年契約している 1 社については平成 19 年度の入札価格より 2,100 千円引き上げ落札しているものがあった。事前に委託業務の様子は公表されるものの、過去において継続して受託している業者 1 社のみが入札価格を引き上げたことには不可解さを感じる。

【改善】

指定管理者制度の下では管理業務の再委託に関して、効率性はもとより、適正性や透明性が要求されていると考える。今後入札の適切な執行がなされているか十分注意する必要がある。

②競争入札について

熊本県立劇場会計規程第 41 条（契約）第 1 項において「売買、賃借その他の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。」と規定されており、別途「熊本県立劇場競争入札心得（平成 18 年 2 月 24 日施行（内規）」が定められている。

上記の競争入札心得の中で、指名競争入札を行う場合の入札参加資格者は、熊本県管理調達課の作成する「競争入札参加資格者名簿」に記載されたもので、熊本県立劇場指名審査会設置要領（平成 18 年 4 月 1 日最終改正）による県立劇場指名審査会で指名されたものとされている。しかし、指名審査会の議事録は作成されておらず、入札参加者の選定過程が不明である。

【改善】

一般競争入札ではなく指名競争入札によることから、入札参加者の選定には適正性、公平性さらには透明性が求められているものとする。今後は、指名審査会での業者選定の適正性を保証するためにも、業者選定過程等を記録・保管しておくべきであるとする。

③落札率について

平成 19 年度の財団の業務委託契約について、単独随意契約をはじめとしたほとんどの契約が、落札率 98%（契約金額に対する予定価格の比率）を超えている状況である。

また、管理費の委託費の大半を占めている特定業者（指名競争入札 3 件、随意契

約3件、単独随意契約2件)の落札率も全体で99.1%と高い落札率となっており、平成17年度で95.1%、平成18年度で98.4%と、年々高くなってきている。

【改善】

昨今契約方法に関連し契約時の落札率が新聞報道等に取り上げられ、公平、透明な契約の実施が問われている。このような観点からも当財団においても契約方法の見直し検討は必要である。

④契約方法について

熊本県立劇場会計規程では、契約する場合は指名競争入札又は随意契約によることとされているが、平成19年度では管理費に計上されている委託費のうち指名競争入札は3件(うち1件は再入札後随意契約)しかなく、ほとんどは随意契約(単独随意契約含む)となっている。

【改善】

契約事務の透明性を確保する観点からは随意契約、特に単独随意契約は好ましくなく、業務の性質が特異である等の理由がない限り、指名競争入札を実施することが望ましい。

長年特定の業者と単独随意契約を締結している業務もあり、その業務に関する熟練度・技能等によりその業者と契約することが効率的・経済的である面は理解できるところではある。しかし、昨今の自治体が締結する委託契約において、特定業者との長年の随意契約が問題となり契約方法を競争入札方式へ見直す傾向にあることに鑑み、当財団においても単独随意契約について契約方法を見直す必要があると考える。

4. 資産の管理状況について

(1) 設備の改修について

県立劇場の開設から25年以上経過しており、設備の老朽化が目立ってきている。特に冷暖房装置の改修、演劇ホールの舞台床の張り替え、客席の布の張り替え、アスベスト除去工事等、緊急性を要し、かつ金額的に多額の予算を要する改修工事が多く存在している。

アスベストの除去については、現在危険値に達していないことから、定期的に検査をしながら経過観察をしている状態である。しかし、北海道の旭川市民文化会館においてはアスベストの飛散が危険値に達していたことから、急遽予定していた講演をキャンセルせざるを得ない事態が発生している。

【改善】

県立劇場を安全、快適に利用してもらう上で、早急に対応を迫られている事項が多く存在している。しかし、熊本県の財政はひっ迫していることから、今後PFI等による財政面の課題を解決できる手法を研究し、改修の早期実施を果たす必要がある。十分アスベストの飛散状況をモニタリングし、公演のスケジュール等を勘案した上で、熊本県に強く除去工事の要請をする必要がある。

(2) 修繕が困難な設備について

県立劇場で使用しているコンサートホールの調光装置については、制御基板がすでに製造中止となっており、現在これまで使用していた部品をリビルトとして交換部品を確保している状況である。劇場開館以来、調光装置をはじめとするいくつかの舞台設備については大がかりな入れ替えが行われていないため、これらの舞台設備については26年を経過している。設備の入れ替えにはまとまった予算が必要であることから、現在は部品を修繕またはリビルトしながら、いつ故障するかわからないリスクを抱えた状態で使用している。

【意見】

この舞台設備については、リビルトできない程度の故障が発生した場合、設備の利用ができなくなり、公演に支障を来しかねないことから、早急に交換する必要性が高い。早急に予算を確保する必要がある。

(3) 設備の管理仕様書の見直しについて

県立劇場の設備管理仕様書については、国土交通省の発行している「建築保全業務積算基準（最新版）」に準拠して作成されている。「建築保全業務積算基準（最新版）」は平成15年に改定されているものの、県立劇場の仕様書は特に見直しがなされていない。

【意見】

改定後の「建築保全業務積算基準（最新版）」との整合性について確認を実施し、手直しすべき点が存在した場合は速やかに対応する必要がある。

(4) 備品の管理について

備品の実査を実施したところ、県立劇場及び財団の所有する備品について、カメラ等、取得から長年経っており、すでに使用ができない電化製品も存在していた。しかし、特に整理はなされておらず、事務所の棚に雑然と保管されていた。

また、熊本県の所有備品については、固定資産の内容を記載した固定資産シールが貼られているが、すでに記載内容を読み取れない程度に文字が薄れており、十分な管理ができない状況にあった。

【改善】

各備品について今後の使用可能性を検討したうえで、使用ができない備品については速やかに処分の手続きをする必要がある。また、使用すると判断した備品については、固定資産シールを再度貼付するなど、適切な管理ができる状態にする必要がある。

(5) 熊本県所有資産の取得時の登録について

平成19年度に購入したロビー用の長椅子8脚について、財団側から購入の報告がなされていたにもかかわらず、熊本県側で登録を漏らしていた。管理委託料で購入した資産で、取得価額が3万円以上の資産については、熊本県の所有に帰するとの協定文書があり、これによると当該長椅子は熊本県の所有であり、平成19年度の資産台帳に登録されるべき資産であった。

【改善】

現在資産の取得に関する報告は適切になされているものの、取得後に適切に登録なされたかまで確認することはしていない。特に、資産の取得は財団が行い、登録は熊本県側が実施するようなケースについては、その後漏れなく正確に登録がなされたか確認することが重要であると考え。速やかに固定資産の登録をしたうえで、財団側でも資産の登録内容を確認することを義務付ける必要がある。

(6) 財団資産の固定資産台帳の登録内容について

固定資産台帳の登録内容について現物実査を実施したが、以下のように登録内容と実在数が異なるものがあった。

平成15年3月30日取得 ファイリングケース（工具器具備品）

ウチダ製マップスターA1版 1-874-7010

固定資産明細における登録数	6台
法人備品現在高明細書における登録数	3台
当初実査によって確認された台数	4台

固定資産明細と法人備品現在高明細書の登録台数が異なる点については、担当者の登録ミスが原因であるが、登録後に両帳票の整合性の確認をとっていないことに問題があると考え。

また、登録台数と現物の数が異なる点については、定期的に現物の実査が実施されていないことが原因であると考え。固定資産明細と法人備品現在高明細書には保管

場所または管理場所の記載がないことから、実際に現物実査を実施することは困難である。

また、財団の固定資産台帳の内容について、同じPCでも耐用年数が6年のものと4年のものが存在した。

その他劇場用の幕について、法人税法上の耐用年数は5年となっているが、登録内容は10年となっているものが散見された。

【改善】

固定資産の管理について、以下のような対応が必要であると考えます。

- ① 今後固定資産明細と法人備品現在高明細書の登録内容を再度見直す必要がある。
- ② 固定資産明細と法人備品現在高明細書には保管場所の記載または管理場所の記載を追加する。
- ③ 固定資産の実査を定期的実施し、固定資産明細と法人備品現在高明細書の内容を確認する。
- ④ 固定資産明細と法人備品現在高明細書への登録は経理担当者一人に任せているが、今後は経理担当者が登録を完了した後、第三者による登録内容のチェックを実施する。

受託事業費の中から取得した財団所有の資産であるとはいえ、財源は熊本県の予算であることから、管理は適切になされる必要がある。今後より高い水準での資産管理が求められる。

(7) 固定資産の除却処理について

備品管理簿を通査したところ、以下のような資産が記載されていた。

分類コード	整理番号	備品区分	品名	規格	取得年月日	取得原価
B08 テ 09	1	事務用機器	電子計算組織	NEC PC9801 NS/T80	H5.3.26	81,400
B08 テ 09	2	事務用機器	電子計算組織	NEC PC9801 NS/T80	H5.3.26	70,000
B08 テ 09	3	事務用機器	電子計算組織	NEC PC9801 NS/T80	H5.3.26	129,700
B08 テ 09	4	事務用機器	電子計算組織	NEC PC9801 BA/U2	H5.3.26	270,300
B08 テ 09	5	事務用機器	電子計算組織	NEC PC9801 NS/A	H6.3.16	228,600
B08 テ 09	6	事務用機器	電子計算組織	NEC PC9801 NM NP34-8M	H7.3.20	216,600
B08 ワ 01	1	事務用機器	ワードプロセッサ	ナショナル U1PR095S	H5.6.24	176,200
B08 ワ 01	2	事務用機器	ワードプロセッサ	パナソニック FW-U1C50S	H7.5.18	136,100

分類コード「B08 テ 09」はデスクトップパソコンであり、通常耐用年数が4年の資産である。上記の資産は既に取得から14～16年を経過しており、現在も使用しているとは考えにくい。また、分類コード「B08 ワ 01」についてもワードプロセッサであり、現在使用していない可能性が高いとのことであった。

実在性について確認を依頼したところ、現物の確認ができなかった。

【改善】

数年前に備品管理簿を含む固定資産の登録内容の見直しを実施したとのことであるが、固定資産実査等により資産の実在性の確認及びその結果と登録内容の照合まではできていないようである。また、上記のような資産については、現物との照合を実施しなくとも、登録内容を見ただけで、その存在に疑問がわく資産であり、備品管理簿が有効に利用されていない可能性がある。

近々固定資産管理の新システムが導入されるとのことであるため、この新システムへデータを登録しなおす際に、合わせて固定資産の実査及び登録内容の棚卸を実施する必要があると考える。

5. 内部統制について

(1) 領収書の管理について

現在チケット収入等の現金回収が発生した場合、熊本県に帰属する収入、財団に帰属する収入のいずれも市販の領収書を利用している。また、領収書に「熊本県立劇場」の名称印はあるものの、公印は押されておらず、営業担当者又は収納担当者の個人印が押されているに過ぎない状態であった。

領収書については、これを悪用した事故が多い。特に市販の領収書を使用し、営業担当者等の個人印しか押されていない場合、容易に偽造可能である。

【改善】

今後財団法人としてのオリジナルの領収書を作成する等して、領収書を利用した不正の余地を排除する必要がある。

また、財団としての出納印を作成し、財団が受領したかを明確にする必要がある。

(2) 25周年記念事業費支出について

25周年記念事業の一環で、「ステージドリルの祭典」「ドリームバンド・フェスタ」等が実施されているが、この事業契約書によれば出演団体へ支払われる業務委託料の中には弁当代が含まれている。

しかし、財団が別途記念事業において支出した経費の領収書をチェックしたところ、支出の中に財団から参加団体へ提供された弁当代が存在した。内容について確認したところ、興業を行う場合主催者側が弁当代を準備することは慣習的になされているとのことで、当該案件もこの慣習に従って財団から弁当代が参加者に提供されたものと考えられる。契約書においては弁当代も出演者が自ら用意するよう委託料に弁当代が含まれていることから、契約内容とは異なった運用がなされていた。

【改善】

財団が別途弁当代を提供することは契約に反するかたちとなっている。また、本来払う必要のない支出であることから、余分な支出となっており、経費の効率的な使用の点でも問題がある。

今後契約の内容を見直すか、契約に従って弁当代の提供を止める必要がある。

(3) 理事会の運営について

理事会議事録の閲覧を実施した結果、理事会における法人運営に関する議論が全般的に少ないように思われた。理事会には出席しているものの、発言のない理事も見受けられ、また過去5年間で理事会は11回(持ち回り理事会を除く)開催されているが、そのうち1回しか出席していない理事もいた。

【改善】

今後、建物の老朽化、熊本県の予算の減少等県立劇場を取り巻く環境は厳しくなることが予想されることから、法人運営に関して理事会で活発な議論を交わす必要がある。そこで、できるだけ理事会に出席いただける方を理事として選任することが望まれる。また、理事会の前には各理事に運営状況に関してこれまで以上に十分な説明を

行い、活発な議論がなされるための予備知識を身につけてもらう必要がある。

(4) 理事長の決裁について

財団法人熊本県立劇場処務規程第9条第1項において、理事長の決裁事項が規定されている。同条第1項6号において、「予算の執行に関すること（別表第1の理事長決裁事項に限る。）」は理事長の決裁事項と規定されているが、現状は理事長が常勤ではないため副理事長が決裁を行っている例がみられる。

別表第1 予算の執行に係る専決区分（理事長決裁事項を抜粋）

区 分	理事長決裁事項
旅費交通費	200万円以上
消耗品費	500万円以上
修繕費	1千万円以上
委託費	1千万円以上
賃借料	500万円以上
その他	200万円以上

【改善】

財団法人熊本県立劇場処務規程で決裁事項の重要性に応じて専決区分を設けている。この規定の趣旨に鑑みれば、理事長が常勤でないとしても、理事長の決裁事項に関しては理事長が決裁を行うようにすべきである。

(5) 監事について

財団には2名の監事が選任されている。2名の監事のうち1名が財団と会計・税務に関する税務顧問契約を結んでいる。

【意見】

現状、財団と顧問税理士が協力して作成した計算書類を、税務顧問である監事が監査しており、自己監査の状況にあるといえる。平成20年12月から新公益法人制度が施行されているが、この制度においては監事の賠償責任も規定されていることから、独立した立場の監事による監査がなされる必要がある。今後監事の選任において十分注意する必要がある。

(6) 熊本県の出資比率の算定方法について

財団は当初基本財産20,000千円で設立されたが、その後平成18年3月27日の理事会決議で自己資金20,000千円を基本財産積立預金として追加繰り入れし、基本財産を40,000千円とした。その結果、地方自治法施行令第152条第1項第2号の算定方法により、県の出資比率は100%から50%（20,000千円÷40,000千円×100%）へと下がることになった。

地方自治法施行令

- 第二百五十二条** 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。
- 一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
 - 二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- 2 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の前項第二号に掲げる法人（この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。
- 3 地方自治法第二百二十一条第三項 に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。
- 4 地方自治法第二百二十一条第三項 に規定する普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

【意見】

財団は寄付行為の定めにより、法人内部において資金残高を基本財産に組み入れ、また基本財産を取り崩すことで、比較的容易に基本財産を増減させることができる。よって、現状は財団法人の外部からの出資金は変わらないが、法人内部の処理により県の出資比率が変動してしまうこととなっている。

財団が今後さらに資金残高を基本財産に組み入れるとすれば、県の出資比率は 50%未滿となり予算執行に関する県の調査権等（地方自治法第 221 条）が及ばないことになってしまう。県の出資比率は 50%未滿となっても、寄付行為により財団が解散する場合は、残余財産は熊本県に帰属する等の規定があり、また今後も県と財団との関係は従来と大きな変化はないものと思われる。

財団に対する外部からの出資は、県からの出資金（20,000 千円）のみで、実態は何も変わらないにも関わらず、法人内部の処理により県の出資比率が増減するような出資比率の算定方法（地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号）には疑問が残る。地方自治法に規定が存在したとしても、熊本県の調査権が及ぶよう対策を検討する必要がある。

6. 監査結果と意見のまとめ

平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、財団としても熊本県立劇場の利用率を上げるための様々な努力をしている。また、公演がない日も駐車場を開放する等、収入増加のための努力は十分行われており、この点は評価できる。

しかし、支出面については、給与規程や旅費規程のように、指定管理者制度導入前とほとんど変わらず改善されていない。指定管理者制度導入後は民間企業との競争にさらされることから、コスト面についても十分な改善がなされる必要がある。

また、資産管理面についても、取得までの手続きは問題ないものの、取得後の固定資産台帳への登録や、現物確認が十分ではなく、旧態依然とした管理方法となっていた。

今後も指定管理者として選定されるためには、経費の効率化や資産管理のレベル向上が必要であるとする。

VI. 監査結果に添えて提出する意見

今回の監査を終了して、県立劇場が今後解決すべき課題が見えてきた。ここで記載する内容については、財団のみでは解決できない事項であり、是非熊本県として解決に取り組んでもらいたい事項である。所管課において十分な検討をお願いしたい。

県立劇場は設立から既に25年を経過し、設備の老朽化が目立ってきている。利用者の利便性や安全面を考えると、早急に改修すべき点も多いが、熊本県の財政状況の悪化から、なかなか予算がつかない状況にある。また、熊本県の文化水準向上の目的から、財団には自主文化事業の主催が委託されているが、この事業についても現状レベルで継続ができるかは疑問である。

このような状況において最も検討すべき課題は、施設の改修と自己収入の確保であると考ええる。

1. 施設の改修について

全国的にも大型文化施設の老朽化が目立ち、改修の問題は共通している。熊本県立劇場においては、平成21年度以降の予算要望において、当初以下のような予算要望を検討していた。

平成21年度以降の予算要望案件

	件名	備考
1	冷温水発生器オーバーホール	H22年に残る1台を補修予定
2	モール・ホワイエ等 窓ガラス押え外れ	休館を要する工事
3	空調機ドレンパン交換	H20に1台実施予定
4	ルーフドレン 雨どい補修	随時実施予定
5	蓄電池触媒栓交換(54個×2)	H21.2に耐用年数を経過
6	オペラカーテン レール交換	演劇ホール
7	オペラカーテン レール開閉器交換	演劇ホール
8	オペラ幕更新	演劇ホール、休館を要する工事
9	コンサートホール照明設備改修	休館を要する工事
10	演劇ホールトータルライトケーブル交換	
11	コンサートホール音響卓	必要最小限の卓を入れ替えた場合の金額
12	ワイヤレスマイク装置更新	コンサートホール、演劇ホール、大会議室
13	オーケストラピット改修	休館を要する工事
14	演劇ホール舞台床材張替改修	休館を要する工事
15	デジタルディスクレコーダー	監視カメラの録画用
16	駐車場地盤沈下	大雨時の水溜まり対策

しかし、その後実際に予算化される見込みの工事は4項目に絞られている。上記の予算要望案件は平成21年度において新たに追加要望する項目であり、これら以外にも前年度以前から予算要望はしたものの、次年度以降に持ち越されている項目もあることから、実際にはまだ多くの改修すべき点が存在しているのが現実である。

このような状況にあるにも関わらず、熊本県自体の財政状況は逼迫していることから、年々施設改修のための予算額は減少する傾向にある。よって、新たな財源を確保する必要があるが、この一つとして考えられるのが、PFIによる改修である。「PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法である。全国的にもPFIを利用した公共施設の建設工事が多く発生しており、特に大型施設の建設にはまとまった財源が必要となることから、自治体の財政的な負担を軽減させ、タイムリーに公共施設の建設ができるようになるため、非常に有効な手段となっている。

全国的には以下のような事例が存在している。

基本方針策定以降に実施方針が策定・公表された事業数 (平成20年9月30日現在)

国の事業 : 54件

地方公共団体の事業 : 239件

特殊法人その他の公共法人の事業 : 31件

合計 : 324件

全国の主な文化施設のPFI事業例

県名	事業名			施設		期間	事業方式
神奈川県	神奈川県近代美術館(仮称)等特定事業			美術館		32年	BOT
自治体	選定方法	実施方針	特定事業選定	公募	事業者選定	契約締結	供用開始
神奈川県	総合評価一般競争入札	H12.7.28	H12.9.18	H12.11.14	H13.4.3	H13.7.5	H15.10.1
県名	事業名			施設		期間	事業方式
三重県	桑名市図書館等複合公共施設整備事業			図書館		30年	BOT
自治体	選定方法	実施方針	特定事業選定	公募	事業者選定	契約締結	供用開始
三重県桑名市	総合評価一般競争入札	H13.6.13	H13.8.28	H13.11.12	H14.4.12	H14.6.26	H16.10.1
県名	事業名			施設		期間	事業方式
東京都	(仮称)国分寺市立市民文化会館整備運営事業(PFIによる事業化を断念)			文化会館		34年	BTO
自治体	選定方法	実施方針	特定事業選定	公募	事業者選定	契約締結	供用開始
東京都国分寺市	公募プロポーザル	H13.9.6	H13.9.13	H14.2.4	H14.12.5		
県名	事業名			施設		期間	事業方式
福島県	いわき市文化交流施設整備等事業			文化交流施設		19年 15年(維持管理)	BTO

自治体	選定方法	実施方針	特定事業選定	公募	事業者選定	契約締結	供用開始
福島県いわき市	公募プロポーザル	H15. 9. 30	H16. 1. 23	H16. 1. 23	H16. 8. 25	H16. 12. 21	H20. 4. 8
県名	事業名		施設		期間	事業方式	
山口県	下関市新博物館（仮称）建設事業		博物館		22年	BTO	
自治体	選定方法	実施方針	特定事業選定	公募	事業者選定	契約締結	供用開始
山口県下関市	公募プロポーザル	H16. 7. 8	H16. 8. 18	H16. 9. 4	H17. 2. 23		
県名	事業名		施設		期間	事業方式	
東京都	（仮称）新文化センター整備運営事業		文化センター		22年	BOT	
自治体	選定方法	実施方針	特定事業選定	公募	事業者選定	契約締結	供用開始
稲城市	総合評価一般競争入札	H18. 5. 15	H18. 7. 31	H18. 8. 4	H19. 2. 13	H19. 7. 2	
県名	事業名		施設		期間	事業方式	
静岡県	清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業		文化施設		14年	BTO	
自治体	選定方法	実施方針	特定事業選定	公募	事業者選定	契約締結	供用開始
静岡市	総合評価一般競争入札	H19. 8. 24 H20. 8. 18	H19. 11. 2 H20. 10. 6	H20. 2. 29 H20. 10. 6	H21. 1. 9		

（内閣府 PFI 推進室ホームページより）

内閣府には民間資金等活用事業推進室（以下 PFI 推進室）が設置されており、PFI の積極的な導入を推進している。（ホームページ <http://www8.cao.go.jp/pfi/>）我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）が平成 11 年 7 月に制定され、平成 12 年 3 月に PFI の理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会（PFI 推進委員会）の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI 事業の枠組みが設けられた。

この他にも財団法人地域総合整備財団が設置する自治体 PFI 推進センターが、地方自治体における PFI 事業の円滑な推進に資することを目的とし、PFI 事業に関心のある地方自治体間の意見交換及び情報の共有の場等として、設立されている。（ホームページ <http://www.pficenter.jp/index.html>）

熊本県内においては、国立大学法人熊本大学が積極的に PFI 事業を展開しており、新規建設だけでなく、建物の躯体だけを残した PFI 事業による改修工事も実施している。

このような新たな財源確保による施設の改修等を検討することが望まれる。

2. 自己収入の確保について

(1) 熊本県立劇場の収入状況について

熊本県立劇場の収入は、大きく分けるとコンサートホール、演劇ホール、会議室等の設備使用料収入と、敷地内に有する駐車場収入の二つがある。以下、直近5年間の収入状況について、まとめた表である。

熊本県立劇場使用料収納推移

(単位：千円)

科目名	年度	予算額(B)	実績額(A)	増減(A)-(B)	増減率	前年比
県立劇場使用料	平成19年度	206,701	247,877	41,176	120%	100%
	平成18年度	205,996	247,833	41,837	120%	120%
	平成17年度	183,192	207,260	24,068	113%	104%
	平成16年度	181,014	199,722	18,708	110%	112%
	平成15年度	134,401	178,450	44,049	133%	
設備使用料	平成19年度	129,701	157,116	27,415	121%	101%
	平成18年度	135,996	156,256	20,260	115%	111%
	平成17年度	123,192	141,041	17,849	114%	106%
	平成16年度	121,014	133,332	12,319	110%	116%
	平成15年度	91,370	114,937	23,568	126%	
駐車場使用料	平成19年度	77,000	90,760	13,760	118%	99%
	平成18年度	70,000	91,577	21,577	131%	138%
	平成17年度	60,000	66,219	6,219	110%	100%
	平成16年度	60,000	66,390	6,390	111%	105%
	平成15年度	43,031	63,512	20,481	148%	



ここ5年間でいずれも増加傾向にあり、5年間継続して予算額を上回っている。特に平成18年度より指定管理者制度が導入になっており、このときから指定管理者の裁量による施設運営の余地が広がったことから、指定管理者である財団法人熊本県立劇場の努力によるところが大きい。具体的には駐車場を公演がない日についても開放することにより、駐車場の利用率を高めている。

熊本県ではKKウィングや県立劇場等の14施設についてネーミングライツ導入を検討し、KKウィング等4つのスポーツ施設について募集を行ったが、平成20年12月3日(水)～平成21年1月16日(金)の募集期間において応募はなかった。ネーミングライツについては、企業の経営環境が悪化しており、その効果を測ることも困難である

ことから、今後安定的に財源を確保できる手段となりうるかは疑問である。

(2) 駐車場施設の充実について

駐車場の利用率は高いが、3,000人の収容人数に対して500台しか駐車できず、機会損失が発生しているものとする。熊本県立劇場は県内各地から観客が集まるにも関わらず、熊本県は公共交通機関の整備が十分ではないことから、自家用車で来場する人が多い。また、夜間公演の場合、公演の終了時には公共交通機関の運行が終了している場合も多く、公共交通機関を利用しての帰宅は事実上不可能なケースもある。

今後も公共交通機関の整備がどの程度進むかは不明であり、当面はマイカーによる移動が主流であるとする。駐車場施設については、利用者からの苦情が多く、なかでも駐車スペースの不足は県立劇場の利用に直結する問題であるとする。

この問題を解決するためには多層階の駐車場の建設が考えられるが、実現のためには財源の確保の問題、近隣住民との調整の問題等、解決すべき問題が多く存在している。財源の問題については、1. で述べた改修の問題と同様で、PFI事業による駐車場施設の建設を検討すべきである。その場合、利用者へのアンケート、熊本学園大学やハローワーク等の近隣施設による潜在的な利用者の存在等を十分調査し、採算性を検討することが重要である。また多層階の駐車場を建設する場合、日照権の問題等近隣住民との交渉が必要となる。

駐車場の充実は県立劇場利用者に対するサービスの重要な要素である。また、熊本県としても今後さらに財政状況が悪化することが予想されることから、できるだけ早急に自己収入を得る術を持たせる必要がある。

今後PFIによる予算の確保等を検討するとともに、周辺住民への理解を求める努力をする必要がある。

(3) 条例の改正による柔軟な施設利用について

熊本県立劇場の貸設備としては、「IV. 熊本県立劇場の施設の概要及び利用状況 1. 施設概要」で記載している施設に限られているが、ホールに附属したロビーである「ホワイエ」だけを借りたいとのニーズがある。

現状、条例でホワイエのみの貸出しが規定されていないことから、ホワイエだけを使用したい場合でも、ホール全体を借りるしかない。

また、コンサートホールの利用率は75%弱であるが、練習等でホールを使用する場合は安価な金額で使用できるようにすれば、さらに利用率があがる余地はあるとのことであるが、これも条例で規定されていないことからできない状況にある。

【意見】

施設利用については条例で施設利用料が規定されている。現在の利用体系は施設の種類ごとで区分されており、ホワイエのようにコンサートホールの一部と位置づけられる部分については、部分利用することができない。コンサートホール全体の利用料は高額

であることから、財政的に余裕のない団体が利用するのは困難である。

文化交流施設という施設の目的からしても、ホール自体の予約が入っていない場合は、ホワイエの一部利用を認める等の柔軟な利用も認めてもよいと考える。実際には運営を試してみないと判明しない問題点もあると思われるため、条例の改正により、一部利用を認める余地を作ることがまず必要であると考えます。

ホワイエの貸出しや使用目的による料金の引き下げ等を可能にするためには、利用料金制を導入することが考えられるが、利用料金制を導入するにあたってハードルとなるのが熊本市の事業所税である。これは利用料金制度を導入した場合、財団の事業は収益事業と認定される可能性があり、この場合 15 百万円程度の事業所税が発生する可能性がある。財団が熊本市に確認したところ、平成 18 年度に事業所税がかかる旨の回答がなされており、利用料金制を採用した場合かえって収支が悪化する可能性がある。

よって、利用料金制ではなく、減免制度の導入、使用目的ごとに料金設定を増やす等の対応を検討する必要がある。

現在財団法人熊本県立劇場は、施設の利用率を上げ、収入を増やすための様々な取り組みを検討していることから、このような取り組みを試行しやすいように、柔軟な料金設定、利用方法を認めるよう、条例の改定を検討する必要があると考える。

3. 学生等のボランティアの活用について

現在集客数の多い大きな公演があるときは、チケットの回収や駐車場の誘導のためにアルバイトを雇っている。しかし、人件費がかかることから、今後ボランティアの協力を依頼することを検討すべきである。近隣に複数の大学が存在していることから、オーケストラサークルのような音楽関係の団体に対して、コンサートホールの空いている時間を安価で利用させるかわりに、自主文化事業等の財団が実施するイベントに対して、チケットの回収や駐車場の誘導係の作業をボランティアで協力してもらおう等を条件とすれば、収入の増加と人件費の削減という相乗効果が生まれると考える。この場合にも安価でホールを利用させることから、料金に関する条例の改定が必要となる。

4. 施設利用者の協力による基金の設立

財団が取得している備品の中には、歌舞伎や能といった一部の団体しか利用しない舞台設備が存在している。これらの資産については、伝統文化を保存する必要があるが、団体が独自に取得することは困難であることから、財団として保有し貸し出しているとのことである。しかし、予算の制約が厳しい状況下にあつては、資産が古くなってもなかなか買い替えることが困難になっており、利用者からも苦情が出てきている。

そもそもこのような特定の団体しか利用しないような資産については、受益者負担の

考えから、公演団体にも一部コスト負担をしてもらうのが妥当と考える。公演が開催されるごとに、公演者に資金提供を依頼し、集まった資金で基金を設立したうえで、この基金から舞台設備の改修や備品の買い替えを実施することが妥当であるとする。

5. まとめ

世界的な金融危機に陥り、世界中の企業が業績を落としている。このため国の財政は悪化し、地方自治体も財政的に逼迫している。このような状況においては、まず福祉や雇用調整の問題が優先される傾向にあり、また優先されるべきである。しかし、文化事業については一時的に優先順位を下げられたとしても、長期的には取組みを維持すべき事項であり、これを止めれば熊本県の文化レベルは下降線をたどる。

財政的に逼迫している現状であるからこそ、長期的な視野に立ち、今後文化事業をどのように推進すべきか、十分な検討をする必要があると考える。